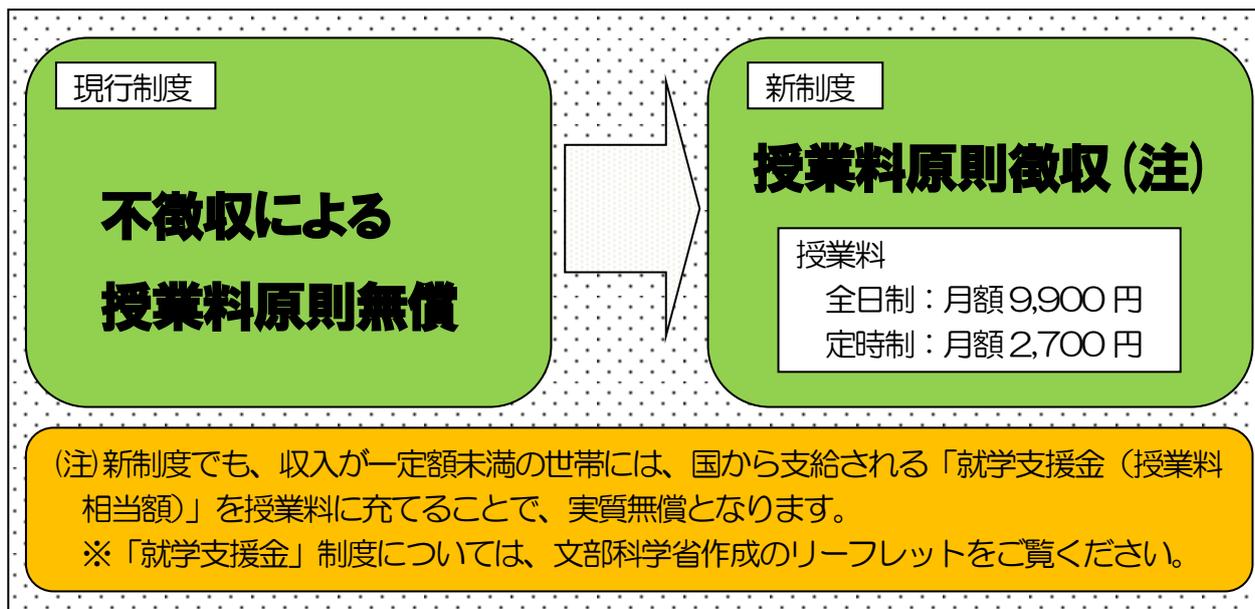


# 公立高等学校の授業料について

平成26年4月に入学する生徒から、公立高等学校の授業料に係る制度が改正されます。



★収入が一定額未満の世帯とは、両親の収入の合算で「市町村民税の所得割額」が30万4,200円未満の世帯です。

※「市町村民税の所得割額」が30万4,200円以上の世帯は、授業料をお支払いいただくこととなります。

★国から「就学支援金」を受け取るには、申請書と課税証明書(市町村民税の所得割額が記載された書類)等の提出が必要となります。

※申請書と課税証明書等を提出しなければ、収入が一定額未満の世帯でも、授業料を支払っていただくこととなります。

★現在、高等学校に在学している生徒の授業料は、引き続き現行制度(公立高等学校については原則無償)が適用されます。

公立高等学校授業料に係る問合せ先

長野県塩尻志学館高等学校 事務室

住所：〒399-0703 塩尻市大字広丘高出4-4

TEL：0263-52-0015(代表) FAX：0263-51-1310

E-mail：shigaku-hs@pref.nagano.lg.jp